

川療発第177号
令和4年10月26日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

こども未来部 療育支援課長

児童発達支援管理責任者実践研修の修了状況の確認について（通知）

日ごろから本市の児童福祉行政について、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年4月1日からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系が見直しとなり、基礎研修、実践研修、更新研修の3区分の研修が設けられ、児童発達支援管理責任者（1人目）として配置するためには実践研修又は更新研修の修了が必要となりました。

この見直しに伴い、平成31年3月末までに旧体系の児童発達支援管理責任者研修等を修了している者や平成31年度から令和3年度に基礎研修を修了した者で実務経験を満たしている者については、経過措置によりみなし配置が可能であり、期限までに実践研修を修了する必要があります。

令和3年12月23日付「指定障害児通所支援の指定基準等の遵守について（通知）」（こども未来部療育支援課長通知）及び集団指導等により、当該経過措置及び修了した場合の報告について、周知しているところですが、実践研修を修了した場合の報告の期限を下記のとおりとしますので提出をお願いいたします。

1 提出書類

- ・ 児童発達支援管理責任者研修修了報告書
- ・ 児童発達支援管理責任者実践研修修了証（写）

2 提出期限

実践研修を修了した月の翌月10日まで
（修了証の送付が遅れている場合はご連絡ください。）

3 提出方法

データで下記アドレスに提出
ryoikushien@city.kawagoe.lg.jp

4 留意事項

- ・ 期限までに提出されない場合は、児童発達支援管理責任者不在とし、各種減算等を適用する場合がありますので忘れずに提出してください。

< 担当 >

所在地：〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所1階
療育支援課 療育支援担当

T E L : 049-224-6247 F A X : 049-225-3033

E-mail : ryoikushien@city.kawagoe.lg.jp